

31 教総情要第90号の2  
令和2年2月21日

「日の丸・君が代」不当処分撤回を求める被処分者の会  
東京「君が代」裁判原告団  
事務局長 近藤 徹 殿

東京都教育庁総務部教育情報課長  
中 西 正 樹

要請書について（回答）

貴団体から令和2年1月27日付けで提出された要請書につきまして、別紙のとおり回答します。

- 1 東京都教育委員会が2003年10月23日に発出したいわゆる「10・23通達」を撤回すること。

(回答)

これまでに出示された裁判所の判断において、都教育委員会が平成15年10月23日付けで発出した、「入学式、卒業式等における国旗掲揚及び国歌斉唱の実施について(通達)」は、旧教育基本法第10条第1項にいう「不当な支配」には該当しないとされています。よって、本通達を撤回する考えはありません。

(所管：指導部指導企画課)

- 2 同通達に基づく一切の懲戒処分・厳重注意等を取り消すこと。

(回答：「懲戒処分を取り消すこと」について)

卒業式等における職務命令違反を理由とした懲戒処分の取消しや撤回は、考えておりません。

(所管：人事部職員課)

(回答：「厳重注意を取り消すこと」について)

厳重注意の取消しは、考えておりません。

(所管：指導部指導企画課)

- 3 最高裁判決(2012年1月、2013年9月、2019年3月)、東京高裁判決(2015年12月4日)、東京地裁判決(2017年9月15日)に従い、10・23通達に基づく全ての減給・停職処分を即時取り消し、該当者に謝罪すること。
- 4 2013年12月、2015年3月～4月及び2018年2月の現職教職員18名に対する戒告という再処分を撤回し、該当者に謝罪すること。

(回答：上記3及び4について)

卒業式等における職務命令違反を理由とした懲戒処分の取消しや撤回は、考えておりません。また、謝罪する考えはありません。

(所管：人事部職員課)

5 10・23通達に基づく校長の職務命令を発出しないこと。

(回答)

平成23年5月30日、最高裁判所は、都教育委員会が平成15年10月23日付けで発出した、「入学式、卒業式等における国旗掲揚及び国歌斉唱の実施について(通達)」に基づく職務命令は、思想及び良心の自由を侵すものではなく、憲法19条に違反するものではないと判断しました。その後も最高裁判所においては同様の判断が繰り返されており、平成28年7月12日の判決も同様の判断でした。

このように、最高裁判所の判決においては、学習指導要領に基づき自校の入学式、卒業式等を適正に実施するため、校長が職務命令を発出することは何ら問題がないとされています。

(所管：指導部指導企画課)

6 卒業式、入学式で同通達に基づく新たな懲戒処分を行わないこと。

(回答)

卒業式等の式典において国歌斉唱時の起立斉唱等を教員に求めた校長の職務命令が合憲であることは、最高裁判所の判決で繰り返し認められているところであり、職務命令違反があった場合には、個々の事案の状況に応じて厳正に対処します。

(所管：人事部職員課)

7 同通達に係わり懲戒処分を受けた教職員に対する「サービス事故再発防止研修」を行わないこと。

(回答)

懲戒処分の原因となったサービス事故の再発を防止するため、関係規定に基づき、懲戒処分を受けた者に対し、サービス事故再発防止研修を実施します。

(所管：人事部職員課)

8 卒・入学式等での「君が代」斉唱時に生徒の起立を強制し、内心の自由を侵害する「3・13通達」(2006年)を撤回すること。卒業式、入学式で生徒に内心の自由を告知するなどの各学校の創意工夫に介入しないこと。

(回答)

平成18年3月13日付「入学式、卒業式等における国旗掲揚及び国歌斉唱の指導について（通達）」は、平成15年10月23日付「入学式、卒業式等における国旗掲揚及び国歌斉唱の実施について（通達）」及び平成16年3月11日付「入学式・卒業式の適正な実施について（通知）」の趣旨を、なお一層徹底するとともに、校長が自らの権限と責任において、学習指導要領に基づき適正に児童・生徒を指導することを、教職員に徹底するよう通達したものです。本通達を撤回する考えはありません。

(所管：指導部指導企画課)

9 「入学式、卒業式等における国旗掲揚及び国歌斉唱について」（平成24年1月24日）の都教委の「議決」を撤回すること。

(回答)

国歌斉唱時の起立斉唱等を教員に求めた職務命令が合憲であることは平成24年1月16日の最高裁判決でも改めて認められたところです。この判決を受け平成24年1月24日の臨時教育委員会において、「一人一人の教員が、教育における国旗掲揚及び国歌斉唱の意義と教育者としての責務を認識し、学習指導要領に基づき、各学校の入学式、卒業式等における国旗掲揚及び国歌斉唱が適正に実施されるよう、万全を期していく」ことを委員総意の下に確認し、「入学式、卒業式等における国旗掲揚及び国歌斉唱について」が議決されました。本議決を撤回する考えはありません。

(所管：指導部指導企画課)

10 最高裁判決に従い、「紛争を解決する」ための具体的改善策を策定すること。

(回答)

卒業式等の式典において国歌斉唱時の起立斉唱等を教員に求めた校長の職務命令が合憲であることは、最高裁判所の判決で繰り返し認められているところであり、職務命令違反があった場合には、個々の事案の状況に応じて厳正に対処します。

(所管：指導部指導企画課、人事部職員課)

11 ILO・ユネスコ合同委員会の勧告（2019年3月）に従い、「教員組織」や該当者との「対話の機会」を持つこと（括弧内は同勧告より引用）。

(回答)

請願・要請については、教育情報課を通じて御意見をお聞きするとともに、請願については、主管課において趣旨を慎重に検討の上、その結果を請願者に通知し、また、要請については、必要に応じて回答を行っております。今後も同様に対応してまいります。

(所管：指導部指導企画課、人事部職員課)

12 都教育庁関係部署（人事部職員課、指導部指導企画課、教職員研修センター研修部教育経営課など）の責任ある職員と被処分者の会・同弁護団との話し合いの場を早期に設定すること。

(回答)

請願・要請については、教育情報課を通じて御意見をお聞きするとともに、請願については、主管課において趣旨を慎重に検討の上、その結果を請願者に通知し、また、要請については、必要に応じて回答を行っております。今後も同様に対応してまいります。

(所管：指導部指導企画課、人事部職員課、教職員研修センター研修部教育経営課)

13 本要請書を教育委員会で配付し、慎重に検討し、議論し、回答すること。

(回答)

既に方針が決定済みの事項であることから、東京都教育委員会事案決定規程等に基づいて回答します。教育委員会への報告及び教育委員会での審議は行いません。

(所管：指導部指導企画課、人事部職員課、教職員研修センター研修部教育経営課)

(口頭要請1)

ILOの勧告については、これまで政府から連絡はないと都教育委員会は文書で回答してきたが、2019年9月末に文部科学省から都教育委員会に情報提供があったのはいか。

(回答)

当課では、過去の回答について承知していませんが、令和元年9月30日に文部科学省からメールにより情報提供があったことは事実です。

当課の所管ではないため、関係が深いと思われる人事部職員課及び指導部指導企画課宛てに転送しています。

(所管：人事部勤労課)

(口頭要請2)

国連国際自由権規約委員会の勧告は2018年に出ているが、それとは別にILO・ユネスコ合同専門家委員会(CEART)の勧告が取りまとめられている。都教育委員会には、政府・文部科学省からどちらの情報が提供されたのか明らかにしてほしい。また、その情報提供はいつあったのか、英語か日本語なのかを教えてください。

(回答)

文部科学省から送付があった資料は、以下の①及び②のとおりです。

①ILO事務局よりCEART第13回会合報告書(英語版)

②ILO総会におけるCAS(基準適用委員会)(令和元年6月)での日本政府発言要旨(日本語版)

なお、文部科学省からは上記①の資料は情報提供、②については参考送付との趣旨の記載がメール本文にあるのみで、それ以外の説明は受けていません。

(所管：人事部勤労課)

(口頭要請3：令和元年12月26日付けの要請書に対する回答について)

田中教諭の事情聴取に関し、日程変更ができない理由と、弁護士の同席を都教育委員会が認めなかった法的根拠について、12月26日の要請書で明らかにするよう求めたが回答がない。改めて回答を求める。

(回答)

既に回答したとおりです(回答済みの回答：個別の教職員の人事に関する事項については、お答えできません(「個別の教職員の人事に関する事項」には、個別の教職員の勤務態度、勤務成績、処分歴や、それらの検討状況に係る情報等を含みます。))。

なお、教職員の服務事故に係る事情聴取において、弁護士の立会いは認めていません。

(所管：人事部職員課)

(口頭要請4：令和元年12月26日付けの要請書に対する回答について)

七生養護学校の高裁判決(最高裁で確定)は、子供の状況を踏まえた指導は基本的に教師の裁量であるということを認めている。田中教諭は、事情聴取の日は子供への指導があるから日程を変えてほしいと訴えたにもかかわらず、これを全く無視し呼び出された。

12月26日の「抗議と要請」に際しての口頭質問では、そのことが判決に反するのではないかという話しをしたが回答がない。改めて回答を求める。

(回答)

既に回答したとおりです（回答済みの回答：個別の教職員の人事に関する事項については、お答えできません（「個別の教職員の人事に関する事項」には、個別の教職員の勤務態度、勤務成績、処分歴や、それらの検討状況に係る情報等を含みます。））。）。

(所管：人事部職員課)